

令和5年度後期高齢者医療保険料について

保険料率(年額)

区分	令和5年度 保険料率
被保険者均等割額	46,160円
所得割率 ※	8.70%
年間保険料上限額	66万円

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

年間保険料	=	均等割額 46,160円	+	所得割額 (総所得金額等-43万円) × 8.70%
-------	---	-----------------	---	-------------------------------

■均等割額が軽減される場合

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) ※1	令和5年度 均等割額の 軽減割合
43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※2	7割
43万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※2	5割
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※2	2割

※1 65歳以上の公的年金の受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

※2 年金・給与所得者の数は、令和4年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。

後期高齢者医療制度に加入する前日に 職場の健康保険等の被扶養者であった方への軽減
所得割・・・負担なし(かかりません) 均等割・・・制度加入後2年間5割軽減

甲賀市後期高齢者医療 ジェネリック医薬品効果額資料

令和5年3月定例会 厚生文教常任委員会 資料
 関連議案番号: 議案第3号
 所管課名 : 市民環境部保険年金課

【調査内容】

令和3年7月診療分の中で、ジェネリック医薬品を利用しなかった被保険者(1,184名)に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す通知を令和3年10月に発送し、その後のジェネリック医薬品に切り替えた被保険者を調査。

審査年月別切替人数(のべ人数) ※()内は審査月 (単位:人)

	令和3年11月 (令和3年12月)	令和3年12月 (令和4年1月)	令和4年1月 (令和4年2月)	令和4年2月 (令和4年3月)	令和4年3月 (令和4年4月)	令和4年4月 (令和4年5月)	総計
累積変更人数	90	111	135	149	168	188	841

審査年月別効果額 ※()内は審査月 (単位:円)

	令和3年11月 (令和3年12月)	令和3年12月 (令和4年1月)	令和4年1月 (令和4年2月)	令和4年2月 (令和4年3月)	令和4年3月 (令和4年4月)	令和4年4月 (令和4年5月)	効果額総計
保険者負担相当額	125,003	151,714	176,216	155,929	230,373	139,371	978,606
被保険者負担相当額	16,317	20,546	22,372	18,887	33,044	16,572	127,738
計	141,320	172,260	198,588	174,816	263,417	155,943	1,106,344